

第4次糸魚川市総合計画

第1部 序論

(素案)

1 総合計画とは

(1) 計画策定の趣旨

糸魚川市では、「第3次糸魚川市総合計画（令和4年度（2022年度）～令和10年度（2028年度）」に基づき、持続可能なまちづくりを進めていくため、「人口減少対策」と「住み続けたいまちづくり」を重点課題として、世代を超えて誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して取り組んできました。

また、地方創生に向けた戦略である「第2期糸魚川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2（2020）年度～令和8（2026）年度）」を策定し、人口減少の歯止めと地域経済の活性化を目指し、持続可能な社会の実現に向けて取り組んできました。

そのような中、人口減少、少子高齢化は進行するとともに、地域医療体制の維持や管理者不在の空き家・空き地の増加、デジタル社会の進展への対応といったこれまでとは異なる課題に直面しています。

平成17年の市町合併以来、生活圏の一体化に伴う行政を展開し、地方分権時代に対応したまちづくりを通して、行財政基盤の強化と住民福祉の維持向上に取り組み、新市の一体感の醸成、均衡ある発展に努めてきましたが、これからは将来への負担や不安を軽減しながら、誰もが主体的に課題の解決や新たな取組にチャレンジするまちづくりへ変革していくことが求められます。

こうした本市を取り巻く社会・経済情勢の変化や新たな市民ニーズに柔軟に対応するとともに、10年先の糸魚川市を見据え、対話を軸とした共創のまちづくりを進めるため、令和9年度（2027年度）を初年度とする「第4次糸魚川市総合計画」を策定します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、糸魚川市総合計画条例第4条に基づき、本市の目指す方向とそれを実現するための施策を明らかにした「まちづくりの基本指針」です。

①市の各種計画や施策の基本となる最上位の計画

まちづくりを進めていくための最上位計画であり、本市の各種計画や施策の基本となる計画です。

②まちづくりの意思を示す計画

国や県などの外部の関係機関に対して本市のまちづくりの考え方を示すとともに、関係機関との協議や役割分担が必要な施策について、本市の基本方針を示す計画です。

③市民にとって分かりやすい計画

本市の描く将来像を市民と共有し、市民と共にまちづくりを進め、互いに進捗を確認するための計画です。

④糸魚川市まち・ひと・しごと創生総合戦略としての位置付け

本計画は、人口減少への対応と地方創生の実現を最重要課題としており、「まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）」第10条に基づく、地方版総合戦略としても位置付けます。

本計画と同一の趣旨・目的を持つ「糸魚川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含することにより、効果的・効率的に人口減少への対応と地方創生に取り組めます。

(3) 計画推進の基本姿勢

本計画の推進に当たっては、市民や地域、事業者等と行政が協働し、次のような基本姿勢で取り組みます。

- ①計画内容の十分な周知を図り、市民や地域、事業者等と行政において、まちづくりの目標や役割などを共有し、共通理解を深めるとともに、共に考え、共に行動して、着実な計画の推進を図ります。
- ②中長期的な財政計画を踏まえた効果的、効率的な行財政運営を進める中で、事業の進捗状況の把握・分析・検証を行いながら、必要に応じて見直しを行うPDCAサイクルを回すことで、より成果を上げるよう計画の推進を図ります。

(4) 計画の期間と構成

〔計画の期間〕

本計画は、令和9年度（2027年度）を初年度とし、令和15年度（2033年度）を目標年度とする7年間の計画とし、5年ごとに改定を行うものとします。

なお、社会経済情勢などに大きな変化がある場合には、必要に応じて改定するものとします。

〔計画の構成〕

本計画は、第2部「基本構想」、第3部「基本計画」、第4部「実施計画」で構成し、その役割は次のとおりです。

- 基本構想 …… まちづくりの基本方向や将来像などの基本目標と、目標を達成するために取り組むべき施策の大綱を示したもので、基本計画及び実施計画の根幹となります。
- 基本計画 …… 基本構想の理念を受けて、その実現に向けて必要となる個別施策を分野別に体系化し、「糸魚川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含したものです。
- 実施計画 …… 基本計画で体系化した個別施策を実現するために実施する事務事業を明らかにしたものです。

区分・年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
第4次												
基本構想	←	基本構想	→	→	→	→	→					
基本計画	←	基本計画	→	→	→	→	→					
第5次												
基本構想				改訂作業	公表	←	基本構想	→	→	→	→	→
基本計画				改訂作業	公表	←	基本計画	→	→	→	→	→

2 第3次総合計画の評価

本市では、令和4年度（2022年度）を初年度とする第3次総合計画に基づき、「人口減少対策」と「住み続けたくなるまちづくり」を重点課題として捉え、世代を超えて誰もが安心して暮らせるまちづくりを進め、より良い未来の糸魚川へつないでいくための各種施策を推進してきました。

第3次総合計画の目標達成指標では、令和7年（2025年）の人口を37,650人と推計しましたが、令和7年10月時点の住民基本台帳人口（結果が公表されれば令和7年国勢調査人口に改める）は37,250人となり、目標を400人下回る結果となりましたが、平成30年の国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」といいます。）の将来推計に準拠した推計人口37,192人を58人上回る結果となりました。

本市においては、これまで人口減少対策に取り組んできましたが、人口減少はさらに進行し、バランスが取れた人口構造への転換には至っていません。

第4次総合計画では、人口減少という現実を受け止めたうえで、10年先のあるべき姿を思い描き、限られた資源を効果的・効率的に活用する「選択と集中」により、必要な「ヒト・コト・モノ」を充実させていく取組が必要です。

単なる人口減少対策ではなく、縮小していく人口規模に加えて、関係人口、交流人口、活動人口を増やす取組を通じて、これまでの経済活動や地域活動の規模や質を維持していく必要があります。

○目標達成指標

指標	R7 目標	R7 住基人口 (R7. 10. 1 現在)	比較
総人口	37,650 人	37,250 人	△400 人
年少人口 (15 歳未満)	3,502 人	3,119 人	△383 人
生産年齢人口 (15～64 歳)	18,243 人	18,634 人	+391 人
老年人口 (65 歳以上)	15,905 人	15,497 人	△408 人

【参考】

指標	社人研推計準拠 (R7)	R7 住基人口	比較
総人口	37,192 人	37,250 人	+58 人
年少人口 (15 歳未満)	3,351 人	3,119 人	△232 人
生産年齢人口 (15～64 歳)	18,132 人	18,634 人	+502 人
老年人口 (65 歳以上)	15,709 人	15,497 人	△212 人

また、人口減少社会において、市民生活に必要なまちの機能を維持することはもとより、本市に暮らす誰もが、心豊かに充実した生活を送ることができ、「糸魚川に住み続けたい」「糸魚川で子どもを産み育て、いつまでも健康で元気に暮らしたい」と実感できるまちづくりのほか、地域医療体制の維持・充実や働きやすい雇用環境の整備、鉄道やバスなどの利便性の向上などの取組を進めることで、多くの市民が暮らしやすさを実感できるまちづくりを進めてきました。

しかしながら、令和6年度に実施した市民アンケートの結果では、いずれの指標も目標を下回る結果となっています。

市民や地域、事業者、行政の協働による取組を進め、人と人とのつながりや支え合いの輪を広めるとともに、本市に暮らす誰もが地域の魅力や温もりを実感することができるよう、広報による情報提供のほか、住民説明会や意見募集などによる意見聴取など、対話を通じてさらに情報共有を深める取組が必要となっています。

○目標達成指標

指標	R6 目標	R6 結果	比較
住みやすいまちだと思ふ市民の割合	55.0%	39.4%	△15.6
これからも住み続けたいと思ふ市民の割合	70.0%	60.9%	△9.1
行政サービスに対する市民満足度※ ¹	0.00pt	△0.65pt	△0.65

(資料：総合計画策定に関する市民アンケート (R6.8))

また、第4次総合計画を策定するにあたり、第3次総合計画で取り組んできた6つの分野の各項目について、施策指標の達成状況により、下記のとおり検証を行いました。

【中間目標（令和6年度）に対する、実績値により検証】

評価A：目標に対して100%以上の達成度のもの

評価B：目標に対して80%以上、100%未満の達成度のもの

評価C：目標に対して80%未満の達成度のもの

分野別施策指標の達成状況

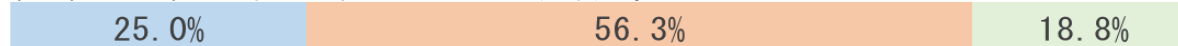
第1章 誰もが生き生きと暮らせるまちづくり（健康・福祉分野）



第2章 郷土愛にあふれ夢をかなえる人づくり（子育て・教育分野）



第3章 にぎわいと活力のあるまちづくり（産業分野）



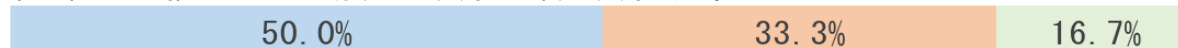
第4章 地域が輝き、誰もが共に活躍できるまちづくり（人権・移住定住・地域づくり分野）



第5章 安全に安心して住み続けられるまちづくり（市民生活分野）



第6章 計画推進に向けた効率的な行財政運営（行財政分野）



第3次総合計画全体



■ 評価A（達成度100%以上） ■ 評価B（達成度80%以上100%未満） ■ 評価C（達成度80%未満）

施策指標の数値目標においては、おおむね順調に推移している割合（達成度80%以上）が、全体の約77%となっています。

分野別に見ると、「第4章 人権・移住定住・地域づくり分野」がおおむね順調に推移している割合が40%であり、他の分野と比べて達成度が低い状況となっています。

※1 市民アンケートで施策に満足という回答から不満足という回答を差し引いて集計した各分野別平均スコアの合計

3 本市を取り巻く社会経済環境

(1) 急速に進む人口減少と少子高齢化

人口減少と少子高齢化は、本市の社会経済基盤に深刻な影響を与える重要課題です。国の動向をみると、総人口は2008年の約1億2,808万人をピークに減少に転じ、社人研の中長期推計では2040年に約1億1,090万人、2060年に約9,280万人と大幅に減少する見込みです。

こうした国全体の流れは本市にも直結しており、近年の市内人口減少、若年層の都市部流出、65歳以上人口比率の上昇が続くことで、医療・介護・福祉サービスの需要増、税収減少、労働力不足、地域経済の縮小という連鎖が生じています。学校や公共施設の利用減、地域コミュニティの担い手不足、老々介護や孤立といった社会課題の顕在化も懸念されます。

国はこれらの課題に対して「まち・ひと・しごと創生」や子育て支援の強化、女性・高齢者の就業支援、地方への移住・定住支援、外国人材の受入れ制度整備など総合的な取組を進めています。また、地方創生交付金などを通じて地域の実情に応じた事業を支援し、地域の自律的な活力回復を後押ししています。直近では、地域での働き方改革やテレワーク環境の整備、教育・保育サービスの充実、男性の育児参加促進など、ライフステージを通じた支援体制の構築が重視されています。

また、若年層・現役世代の定住・就業促進として、地域産業の新たな雇用創出、起業支援、テレワークや副業を可能にするインフラ整備、職業訓練・スキルアップ支援が求められます。女性・高齢者の就労促進や働き方の柔軟化に向けた施策も重要です。

さらに、移住・定住促進や外国人材受入れによる労働力補完を行う際は、住宅・生活受入体制、多文化共生のための支援策、地域コミュニティとの連携を強化する必要があります。

加えて、限られた財源を有効活用するために、行政サービスや施設の機能見直し・統廃合、民間や地域との協働によるサービス提供、ICTを活用した効率化（遠隔医療、行政手続のオンライン化、データに基づく政策評価）を進めることが重要です。

長期的な視点に立ち、最新の人口推移や年齢構成、転入出動向のデータを基に定量的な目標を設定し、評価指標を用いたPDCAサイクルを回すことにより、持続可能な地域社会の再構築が求められています。

(2) 継続する物価上昇（インフレ）と生活コストの増加

継続する物価上昇（インフレ）と生活コストの増加は、本市の暮らしと地域経済に直接的な負担をもたらしています。エネルギーや食料、建設資材などの価格上昇は家庭の可処分所得を圧迫し、中小事業者のコスト増加は採算悪化や事業縮小につながるおそれがあります。

国は物価上昇への対応として、生活支援の直接給付、燃料費・光熱費支援、住宅支援策、賃上げや中小企業支援の補助金・税制措置、食料供給網の強化などを講じていますが、物価上昇が長期化する場合、地方自治体レベルでも継続的な対策が必要です。

本市に求められる取組の方向性としては、まず生活困窮世帯や低所得者へのきめ細かな支援（定期的な給付、食料支援、公共料金の支援メニューの整備）を確実に行うことが重要です。

このほか、地域経済の耐久力を高めるため中小・小規模事業者への資金繰り支援、仕入れ・物流コストの低減支援（共同購買や地産地消の推進）、省エネ改修や再生可能エネルギー導入によるランニングコスト削減支援が必要です。

また、賃金上昇と生産性向上の好循環をつくるため、業務のデジタル化・省力化支援、職業訓練や人材確保施策、地域内での付加価値創出による価格転嫁力の強化が求められます。

さらに、物価動向を的確に把握するためのモニタリング体制を整備し、国の施策や支援制度と連携して柔軟かつ迅速に対処できる仕組みづくりが必要です。

(3) 成長型経済から持続可能性重視の経済構造への転換

成長型経済から持続可能性重視の経済構造への転換は、本市の未来を左右する重要な課題です。従来の量的成長モデルに依存するだけでなく、地域資源を最大限に活かした高付加価値化、循環型経済、脱炭素化を統合的に進めることが求められます。

国は 2050 年カーボンニュートラル宣言やグリーン成長戦略を掲げ、再生可能エネルギー導入、産業のグリーン化、環境技術への投資促進を進めています。また、地域循環共生圏や地方創生に関する支援施策により、地域発の新産業創出や雇用創出を後押ししています。

本市で必要な取組の方向性として、地域資源（自然、農林水産物、伝統文化、観光資源）の価値を高める産業支援-地産地消・ブランド化、地域加工・直販、観光の質的転換-の推進が必要です。

また、循環型・低炭素社会の実現に向けて、**省エネへの取組、再生可能エネルギー導入、廃棄物削減・資源循環の新たな仕組みを検討構築する必要があります。**

さらには、産業・就業構造の転換を支える人材育成とイノベーション促進（地域中小企業のデジタル化・高度化支援、実践的な技能訓練、産学官連携による技術導入促進）の強化が求められています。

これらの実行に向けては、地域住民・事業者・行政が協働するガバナンスづくりと、実施効果を測る指標に基づく評価・改善サイクルの導入が不可欠です。

(4) デジタル技術・AI の急速な発展と Society5.0 への対応

デジタル技術・AI の急速な発展と Society5.0 への対応は、本市の行政サービス、産業、医療・介護、教育等を大きく変革する要素です。

国はデジタル庁の創設や「デジタル社会の実行計画」、地方のデジタル化支援、データ連携基盤の整備、AI 研究・実装の促進等を進めており、行政手続のオンライン化、マイナンバーを軸としたデータ利活用、地域の DX（デジタルトランスフォーメーション）支援などが政策の柱となっています。また、AI 倫理・安全性の指針やデータガバナンスの整備にも注力しています。

住民利便性と行政効率の向上を目的に、窓口業務や各種手続のオンライン化、ワンストップサービスの整備、自治体データの標準化・利活用が必要です。

また、地域産業や観光、農林水産業の生産性向上を目指し、IoT による生産管理、スマート農業、観光のデジタルマーケティング、商店街のキャッシュレス化・受発注システム導入など、中小事業者の DX 支援が求められます。

さらには、高齢者やデジタル弱者を含む全ての住民が恩恵を受けられるよう、デジタル包摂の取組（機器貸出、操作支援窓口、デジタルリテラシー講座）も必要です。

加えて、医療・介護分野での遠隔診療・モニタリング、見守りシステム、介護ロボット等の導入支援により、サービスの質と効率を高めていく必要があります。

今後ますます利用が活発化する AI 導入に伴うリスク管理のため、データプライバシー、セキュリティ対策、AI 倫理のガイドライン整備や人材育成（データサイエンス、AI 利活用スキル）が必要となっています。

(5) 気候変動の進行と自然災害の激甚化・頻発化

気候変動の進行に伴い、集中豪雨や異常高温、台風の大規模化、土砂災害、沿岸域の高潮・浸水リスクの増大が、本市の安全・生活基盤、産業活動に重大な影響を及ぼします。

国は、気候変動に対応するため、気候変動適応法の制定や防災・減災のための国土強靱化基本計画、浸水想定図の整備、被災者生活再建支援や復興交付金等の支援制度を整備するとともに、温室効果ガス削減に向けた脱炭素政策や再エネ導入の加速を図っています。こうした国の枠組みを踏まえ、本市に求められる取組として、防災・減災と気候変動適応、脱炭素化を一体的に進めることが求められています。

具体的には、ハザードマップや避難所運営の見直し、早期警戒・情報伝達体制の強化、住民参加型の地域防災力向上を推進し、インフラ面では、老朽化対策を踏まえた河川、道路、排水施設の整備・更新や沿岸防護の強化、重要施設の移転・高規格化の検討が必要です。

また、気候変動の進行に備えた都市計画として、浸水対策を組み込んだ土地利用や緑地・雨水貯留の拡充を進めるほか、農林水産業の気候適応として、品種改良、防風・防雪対策、栽培時期の調整などを進めることも重要です。

加えて、公共施設の省エネ・再エネ導入、電力系統のレジリエンス強化など、脱炭素と災害対応を両立する施策の推進が求められます。長期的な気候予測に基づくリスク評価を行い、優先度と費用対効果を踏まえた計画的な投資と見直しを行うことで、安全で持続可能な地域社会の実現が求められています。

(6) 生態系・農林地への影響と鳥獣被害の増加

近年の気候変動や人里の環境変化に伴い、生態系や農林地への影響が顕在化するとともに、クマやイノシシなど鳥獣による被害が増加しています。

国は鳥獣保護管理や被害対策のための法令整備、被害防止技術の研究や普及、狩猟者の育成支援、農林業被害対策への交付金制度などを進めており、地域ごとの実情に応じた総合的な対策を重視しています。

本市でも、山間部の森林資源や里地里山の変化、餌資源の変動、耕作放棄地の拡大などが野生鳥獣の行動圏を変化させ、農作物や人身の被害、観光や暮らしへの不安を招いています。

予防面では、電気柵や防護ネット等の実効性ある防護技術の普及・補助、収穫・保管の工夫、餌場管理や里地里山の保全による生息環境管理が必要となっています。あわせて、人口の減少・高齢化が進む中、野生鳥獣の生息数増加等に対応する、有害鳥獣捕獲の体制整備や担い手の確保が必要です。

共生に向けては、地域ごとの行動計画を策定することが重要であり、国・県の補助金や技術支援を積極的に活用して、捕獲技術やモニタリング（カメラトラップ、GPS等）を導入しつつ、野生鳥獣の生息動態を把握するなど先手を打つ対策が求められます。

さらに、観光資源や森林資源の保全と両立させるため、エコツーリズムや林業の振興と結びつけた地域づくりや担い手への支援を組み合わせた包括的な施策が求められます。

(7) 感染症等の新たな公衆衛生リスクと健康・医療体制の持続性

感染症の流行や高齢化に伴う慢性疾患の増加は、本市の公衆衛生と医療・介護体制の持続性に重大な影響を及ぼします。

国は新型コロナ対応を契機に、感染症法制の見直し、全国的な医療体制の強化、検査・ワクチン供給体制の整備、地域医療構想や医師・看護師の確保支援などを進めており、地方自治体と医療機関の連携強化が求められています。

また、地域包括ケアシステムの充実や、保健所機能の強化、生活習慣病対策・予防接種

の推進といった普遍的施策も重視されています。

本市においては、**初期診療**と在宅医療・介護の連携強化が急務です。具体的には、救急搬送・入院受け入れ体制の確保、訪問診療や訪問看護・訪問介護の拡充、医療従事者の確保・定着支援、診療の負担軽減を図るための ICT 導入（電子カルテ連携、遠隔診療、地域医療連携ネットワーク）の推進が必要です。

また、**感染症の流行や高齢化に伴う慢性疾患の増加について**、予防の観点から生活習慣の改善や高齢者のフレイル予防、予防接種の普及、健康づくり施策を強化することが重要です。限られた人的・財政的資源を有効活用するため、**国・県**の支援制度や地域の診療・介護**福祉**事業者等との協働体制を構築し、平常時の医療提供能力の維持と非常時の迅速対応力を両立させることが必要です。

(8) 多様性の尊重と共生社会の実現（地域包括・外国人・若年層）

多様性の尊重と共生社会の実現は、住民一人ひとりが安心して暮らし続けられる地域づくりの基盤です。

国は「地域共生社会」や多文化共生政策、男女共同参画・障がい者支援の強化、若者の就労・生活支援などを通じて、多様な主体が参画する社会の実現を進めています。また、外国人材受入れや日本語教育、生活支援の制度整備を図る一方で、地域での受入体制や社会統合支援の重要性が**課題として挙げられています**。

また、生活支援と制度利用の「見える化」を進め、子育て支援、高齢者・障がい者支援、生活困窮者対策などの相談窓口をワンストップ化するとともに、外国人向けに多言語情報の提供や日本語学習支援が求められます。

本市においては、学校での異文化理解教育、地域イベントや交流事業など、多文化共生を促進する教育・地域活動を強化するとともに、起業・就労支援、インターンシップ促進を通じて地域でのキャリア形成など若年層の定着・活躍支援が必要です。

(9) 財政制約下での公共サービス再編とインフラ維持管理

人口減少と高齢化が進む中、地方財政は社会保障費の増大や税収の減少のほか、災害対応費・インフラ更新費の増大により厳しさを増していくものと予想されています。

国は地方創生交付金やインフラ老朽化対策の補助、地方債・財政支援制度の整備を続ける一方、費用対効果を踏まえた長寿命化計画や統廃合を含む施設再編の方針を示しています。

本市においては、限られた財源で安全・安心な公共サービスを持続的に提供するため、優先順位に基づく戦略的な事業選別と公共施設の適正配置が不可欠です。具体的には、複数施設の機能統合や役割の見直し、施設の用途転換・段階的縮小を行うとともに、維持管理の共同化（近隣自治体や民間との連携）、PPP/PFI など多様な資金調達手法の検討が必要です。

日常サービスの効率化に向けては、行政手続のデジタル化やオンラインサービスの拡充で人件費・運営費の抑制を図るとともに、市民や地域、事業者、行政の役割分担と協働を進め、簡素で負担の少ない事務事業に転換を図る必要があります。

また、財源確保に向けては、国の補助・交付金の積極的な活用のほか、地方債や基金の戦略的運用、民間資金導入などが考えられます。対話による合意形成と説明責任を重視し、透明性の高い評価指標を用いた政策決定プロセスを確立することで、持続可能な公共サービス提供体制の構築が必要です。

(10) 地域資源を活かす持続可能な地域づくりと SDGs の推進

地域資源を活かす持続可能な地域づくりと SDGs の推進は、長期的な活力確保と住民の

生活の質向上に直結します。

国は SDGs を国策に位置付け、地域循環共生圏の形成やグリーン成長戦略、中山間地域対策、観光立国の推進などを通じて地域資源の活用と脱炭素・循環型経済への転換を支援しています。補助金や技術支援、地域づくりのモデル事業を通じた実装支援が拡充されており、自治体には地域特性を活かした戦略的な取組が期待されています。

地域資源を活かす取組として、自然（山林・里海里地）・文化（祭礼・伝統産業）・人的資源を統合した地域ブランドづくりと高付加価値化を進めるとともに、地産地消や加工品のブランド化、エコツーリズムや文化資源を活用した観光の質的転換により、地域内経済を活性化が求められます。

また、再生可能エネルギーの導入、公共施設の省エネ改修、食品ロス削減や資源循環の仕組みづくりによりライフサイクル全体で環境負荷を低減するほか、産学官民が連携する交流拠点やインキュベーション、技能・経営支援、地域課題解決型の教育プログラムで次世代の担い手育成が必要となっています。

市民にとってわかりやすく実感できる指標を設定し、住民参画の下で定期的に評価・見直しを行うことで、透明性と実効性のあるまちづくりが必要です。

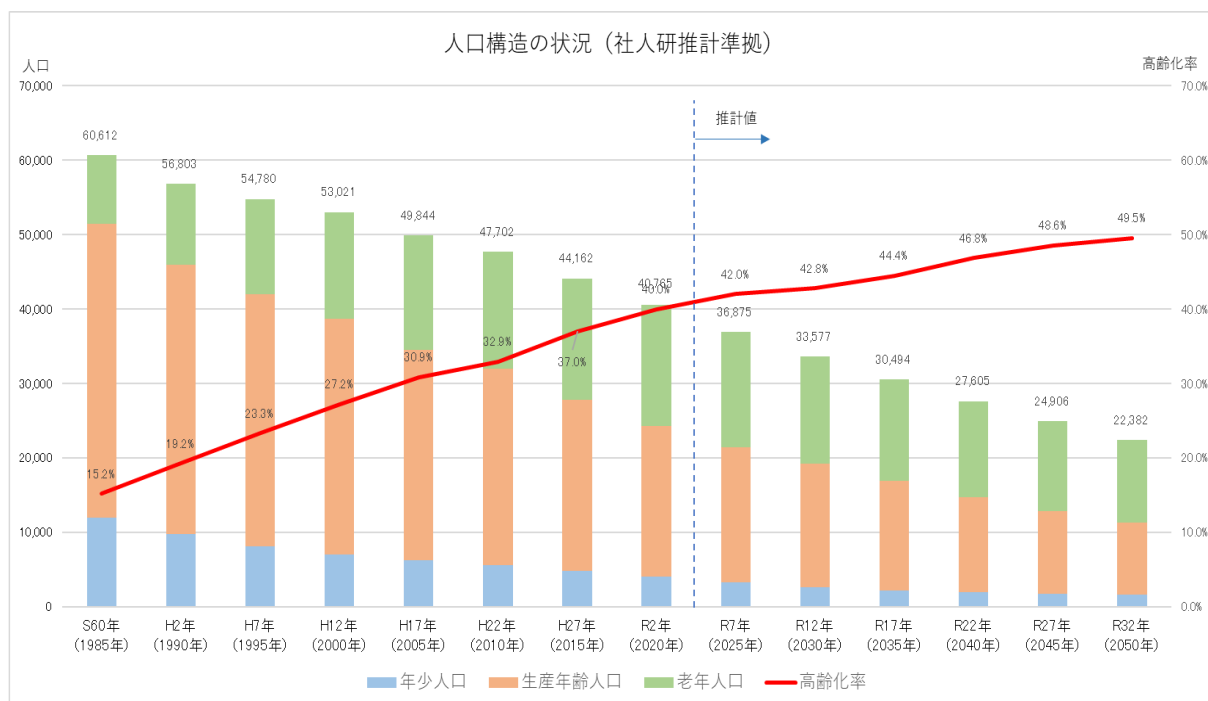
4 人口の現状と将来展望

(1) 人口の推移と将来推計

平成 17 年（2005 年）の市町合併時の人口は、約 50,000 人でしたが、令和 2 年（2020 年）国勢調査の結果では、40,765 人と、合併後 15 年間で約 9,000 人、率にして約 18%減少しています。

この国勢調査の結果を基に、社人研の人口推計^{※1}（基準：令和 7 年推計人口 36,875 人）に準拠して将来人口を推計すると、20 年後の令和 27 年（2045 年）には 24,906 人、40 年後の令和 47 年（2065 年）には 15,653 人まで減少すると予測されています。

また、住民基本台帳に基づく高齢化率は令和 7 年 10 月 1 日時点で 41.6%と、全国の 29.4%、新潟県の 34.6%を大きく上回っており、今後更に上昇することが見込まれています。



	S60年 (1985年)	H2年 (1990年)	H7年 (1995年)	H12年 (2000年)	H17年 (2005年)	H22年 (2010年)	H27年 (2015年)	R2年 (2020年)	R7年 (2025年)	R12年 (2030年)	R17年 (2035年)	R22年 (2040年)	R27年 (2045年)	R32年 (2050年)
年少人口	11,993	9,733	8,101	6,983	6,181	5,591	4,816	4,005	3,224	2,597	2,173	1,958	1,770	1,566
生産年齢人口	39,428	36,153	33,917	31,636	28,284	26,396	22,942	20,213	18,171	16,625	14,767	12,717	11,040	9,733
老年人口	9,191	10,912	12,762	14,402	15,379	15,715	16,346	16,296	15,480	14,355	13,554	12,930	12,096	11,083
総人口	60,612	56,803	54,780	53,021	49,844	47,702	44,162	40,765	36,875	33,577	30,494	27,605	24,906	22,382
高齢化率	15.2%	19.2%	23.3%	27.2%	30.9%	32.9%	37.0%	40.0%	42.0%	42.8%	44.4%	46.8%	48.6%	49.5%

資料：国勢調査（R 7 以降は社人研推計方法に基づく値）

年齢 3 区分人口は、以下の年齢構成としています。

年少人口：15 歳未満人口 生産年齢人口：15～64 歳人口 老年人口 65 歳以上人口

なお、年齢 3 区分人口の合計と総人口が合わないのは、年齢不詳数があるためです。

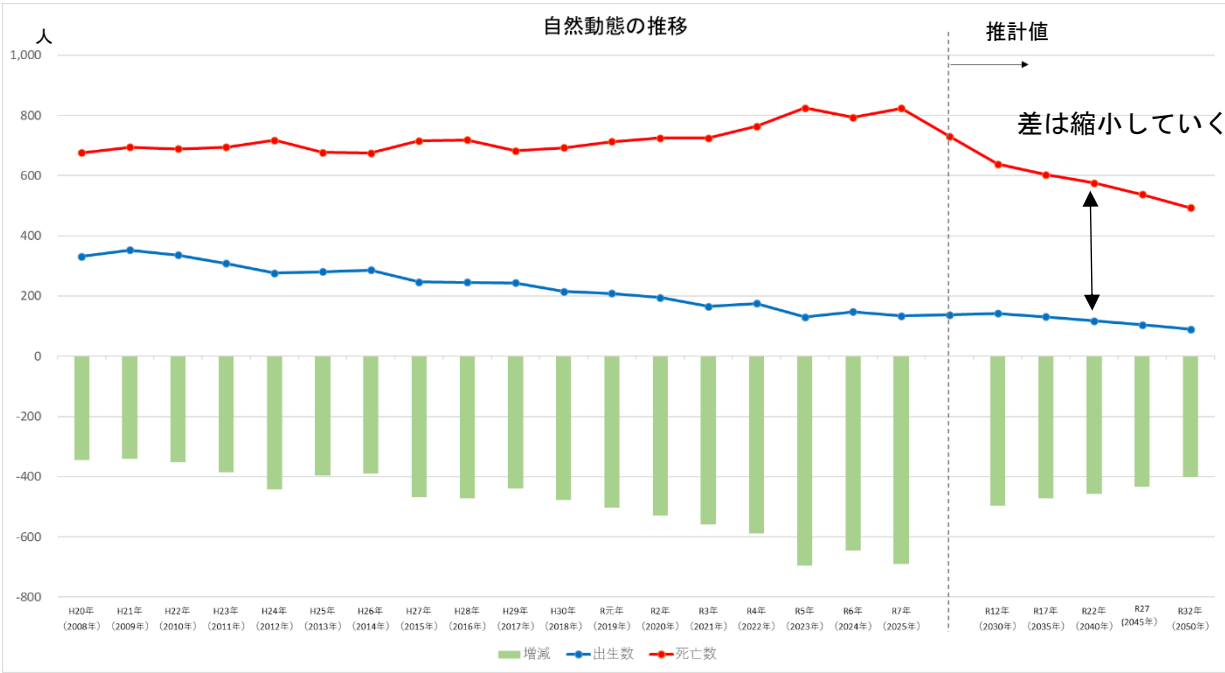
※ 1 令和 5 年（2023 年）12 月公表「日本の地域別将来推計人口」

(2) 人口動態の状況

① 自然動態

人口の自然動態は、平成元年（1989 年）に死亡数が出生数を上回り、減少傾向に転じて以降、出生数の減少により、減少幅が年々大きくなってきています。

高齢化率の上昇や少子化により、死亡数が出生数を上回る状態で、自然動態は今後も減少傾向が続くと見込まれていますが、人口減少に伴い、死亡数と出生数の差は縮小していくものと見込まれます。



資料：新潟県人口移動調査（基準日：各年 10 月 1 日）
(R12 以降は社人研推計方法に基づく値)

【実績】 (単位:人)

	H20年 (2008年)	H21年 (2009年)	H22年 (2010年)	H23年 (2011年)	H24年 (2012年)	H25年 (2013年)	H26年 (2014年)	H27年 (2015年)	H28年 (2016年)	H29年 (2017年)	H30年 (2018年)	R元年 (2019年)	R2年 (2020年)	R3年 (2021年)	R4年 (2022年)	R5年 (2023年)	R6年 (2024年)	R7年 (2025年)
出生数	332	353	336	309	276	281	286	247	246	244	215	209	195	165	176	130	148	134
死亡数	676	695	689	695	718	677	675	716	719	683	693	713	725	725	764	825	793	824
増減	▲344	▲342	▲353	▲386	▲442	▲396	▲389	▲469	▲473	▲439	▲478	▲504	▲530	▲560	▲588	▲695	▲645	▲690

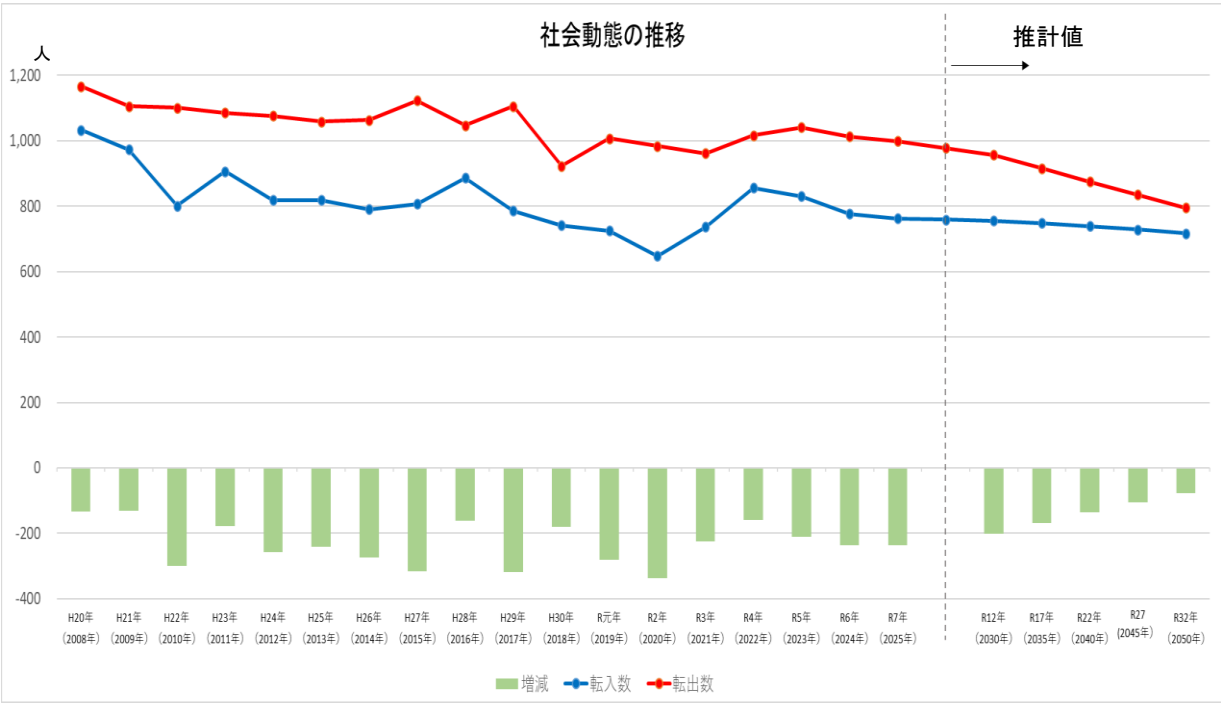
【推計】 (単位:人)

	R12年 (2030年)	R17年 (2035年)	R22年 (2040年)	R27 (2045年)	R32年 (2050年)
出生数	142	131	117	104	90
死亡数	638	603	575	538	493
増減	▲496	▲472	▲458	▲434	▲403

② 社会動態

人口の社会動態は、人口減少に伴って、転入者及び転出者とも減少傾向ですが、転出が転入を上回る社会減が続いています。しかし、直近5年の変化率を比較すると、転出より転入の割合がわずかに大きくなっており、将来推計では転入のほうが減少の傾向が緩やかになると見込まれます。

今後、若年人口の減少により、転入・転出者数とも減少することが見込まれることから、減少幅は徐々に縮小していくと推計されています。



資料：新潟県人口移動調査（基準日：各年10月1日）
(R12以降は社人研推計方法に基づく値)

【実績】 (単位:人)

	H20年 (2008年)	H21年 (2009年)	H22年 (2010年)	H23年 (2011年)	H24年 (2012年)	H25年 (2013年)	H26年 (2014年)	H27年 (2015年)	H28年 (2016年)	H29年 (2017年)	H30年 (2018年)	R元年 (2019年)	R2年 (2020年)	R3年 (2021年)	R4年 (2022年)	R5年 (2023年)	R6年 (2024年)	R7年 (2025年)
転入数	1,033	973	801	907	819	819	790	807	886	786	742	725	648	737	856	830	777	763
転出数	1,166	1,105	1,101	1,086	1,076	1,059	1,063	1,123	1,047	1,105	923	1,007	984	962	1,016	1,041	1,013	999
増減	▲133	▲132	▲300	▲179	▲257	▲240	▲273	▲316	▲161	▲319	▲181	▲282	▲336	▲225	▲160	▲211	▲236	▲236

【推計】 (単位:人)

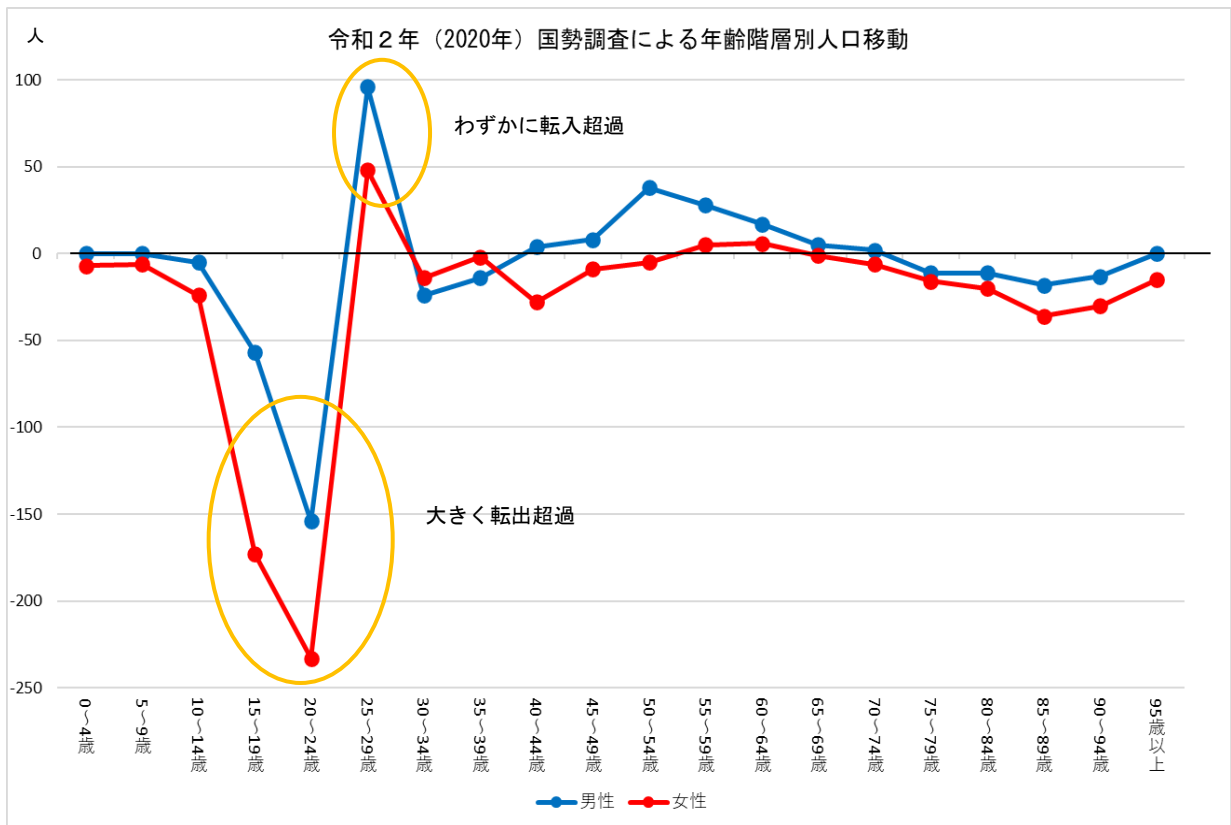
	R12年 (2030年)	R17年 (2035年)	R22年 (2040年)	R27 (2045年)	R32年 (2050年)
転入数	756	748	739	729	717
転出数	957	916	875	835	795
増減	▲201	▲168	▲136	▲106	▲78

③ 年齢階層別人口移動

本市の社会動態の年齢階層別の構造では、男女とも 15～24 歳になる時に転出超過が最も多くなり、その後、25～29 歳になる時に転入超過となる傾向がありますが、転入超過数が転入超過数を大きく上回っています。特に女性では、20 代前半までの転出超過者数に対して、20 代後半での転入超過者数の割合が約 2 割と若年層での人口流出傾向が顕著です。

なお、この傾向は前回の総合計画策定時（平成 27 年国勢調査の結果）とほぼ同様であり、当市の人口移動の状況を顕著に表すものとなっています。

また、全年齢を通じて、女性の方が男性よりも転出超過等による減少幅が大きい傾向があります。男性では、50 代から 60 代前半にかけて転入超過となっており、この傾向も前回同様となっています。



資料：国勢調査

(単位：人)

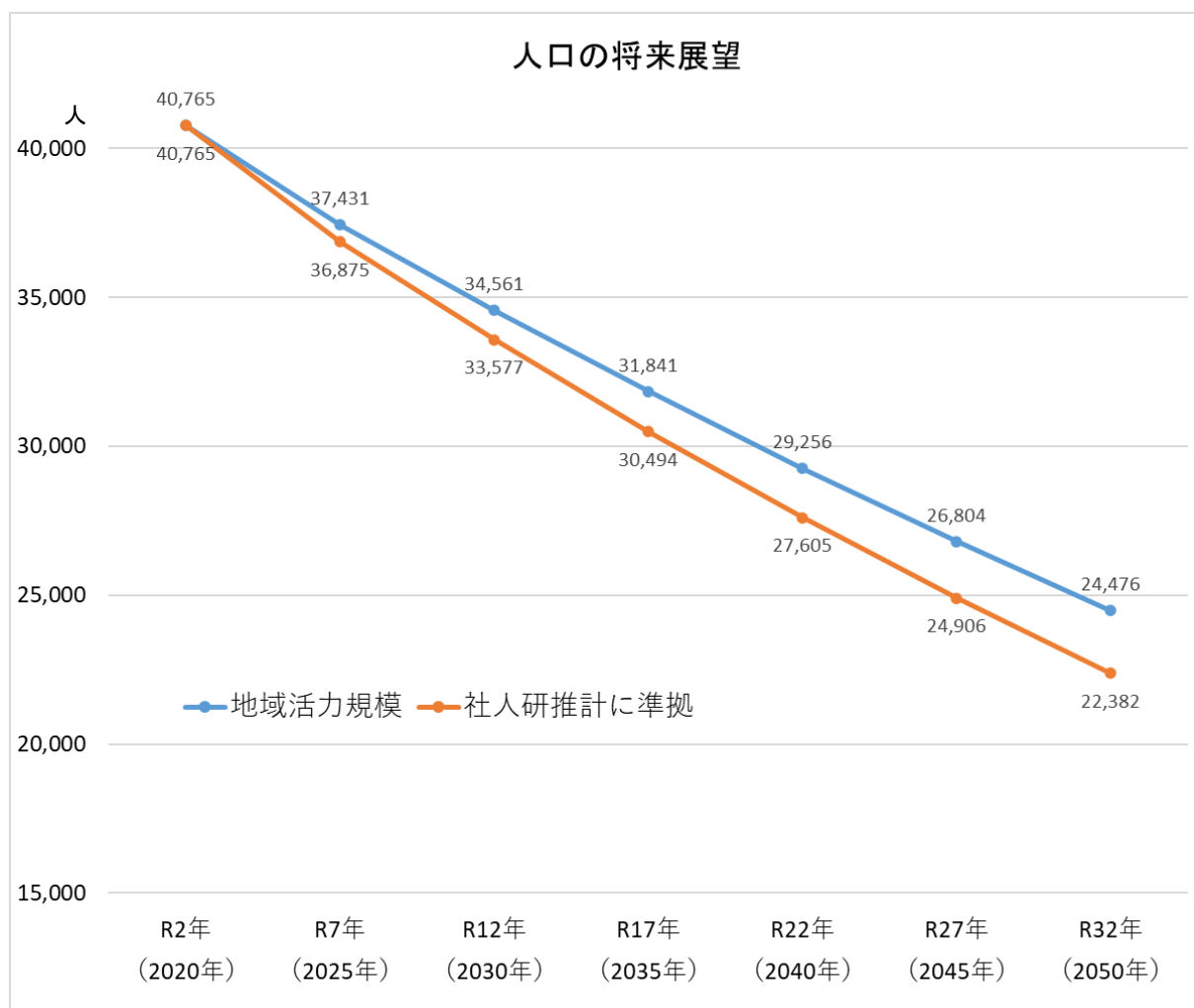
		0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95歳以上
男性	転入	32	46	22	93	113	216	134	96	89	89	101	77	65	36	21	10	6	5	3	0
	転出	32	46	27	150	267	120	158	110	85	81	63	49	48	31	19	21	17	23	16	4
	増減	0	0	▲ 5	▲ 57	▲ 154	96	▲ 24	▲ 14	4	8	38	28	17	5	2	▲ 11	▲ 11	▲ 18	▲ 13	▲ 4
女性	転入	37	40	14	23	93	156	113	90	41	42	34	31	23	20	18	7	8	5	5	1
	転出	44	46	38	196	326	108	127	92	69	51	39	26	17	21	24	23	28	41	35	16
	増減	▲ 7	▲ 6	▲ 24	▲ 173	▲ 233	48	▲ 14	▲ 2	▲ 28	▲ 9	▲ 5	5	6	▲ 1	▲ 6	▲ 16	▲ 20	▲ 36	▲ 30	▲ 15
合計	転入	69	86	36	116	206	372	247	186	130	131	135	108	88	56	39	17	14	10	8	1
	転出	76	92	65	346	593	228	285	202	154	132	102	75	65	52	43	44	45	64	51	20
	増減	▲ 7	▲ 6	▲ 29	▲ 230	▲ 387	144	▲ 38	▲ 16	▲ 24	▲ 1	33	33	23	4	▲ 4	▲ 27	▲ 31	▲ 54	▲ 43	▲ 19

(3) 人口の将来展望

人口減少の流れは続くものの、本市が将来にわたり持続可能なまちを築くため、単に人口構造を変えることを目標とするのではなく、現に暮らす市民のあらゆる活動を活性化し、関係人口・交流人口・活動人口を増やすことで、経済活動や地域活動の規模と質を維持・向上させる方針への転換が必要です。

具体的には、子育て支援や高齢者の健康づくり等で市民満足度を高めるとともに、地域課題解決に参加する拠点や場を整備し、都市部や全国からの交流・滞在・参画を促進する必要があります。

これらの取組により、人口が推計どおり減少した場合においても、関係人口・交流人口・活動人口等の増加によって、経済活動や地域活動の規模と質を維持・向上させます。すなわち、活動人口等による地域への関わりを、人口減少を一定程度改善した場合に相当する人口規模換算の地域活力として捉え、推計人口を上回る活動・経済規模の実現を目指します。



	R2年 (2020年)	R7年 (2025年)	R12年 (2030年)	R17年 (2035年)	R22年 (2040年)	R27年 (2045年)	R32年 (2050年)
地域活力規模	40,765	37,431	34,561	31,841	29,256	26,804	24,476
社人研推計に準拠	40,765	36,875	33,577	30,494	27,605	24,906	22,382

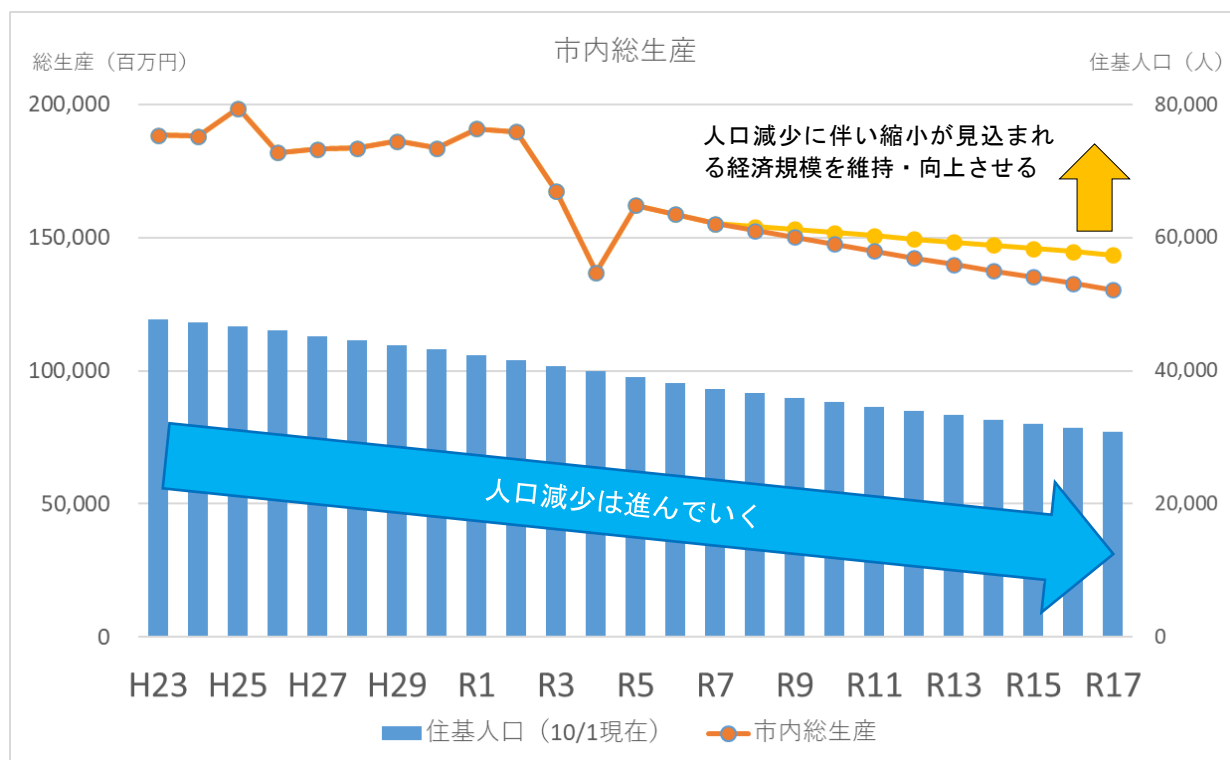
(4) 人口の将来展望による活動規模の維持・拡大

本市では、人口減少や少子高齢化が進む中であっても、まちの活力を維持・向上させるため、定住人口だけに着目するのではなく、関係人口、交流人口、活動人口を含めた目標人口の確保を目指します。

地域外から継続的に人を呼び込み、学び、訪れ、関わり、活動する機会を広げることで、経済活動や地域活動の規模と質を維持・拡大し、地域に新たなにぎわいと価値を生み出します。

こうした人の流れを地域内の消費や交流、担い手の確保につなげることで、地域経済の循環を高め、市民が将来に希望を持ち、安心して暮らし続けられる環境を整えます。

これにより、「住みたいまち」「住み続けたいまち」の実現と、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進します。



5 土地利用

本市は、746.41 ㎥と広大な面積を有し、その多くは急峻な山林や原野などであり、総面積の95.0%を占めています。

土地は、限られた資源であり、市民生活、産業を支える共通の基盤となるものです。土地利用にあたっては、自然環境の保全を図りつつ、それぞれの地域特性に配慮した計画的な土地利用に努めます。

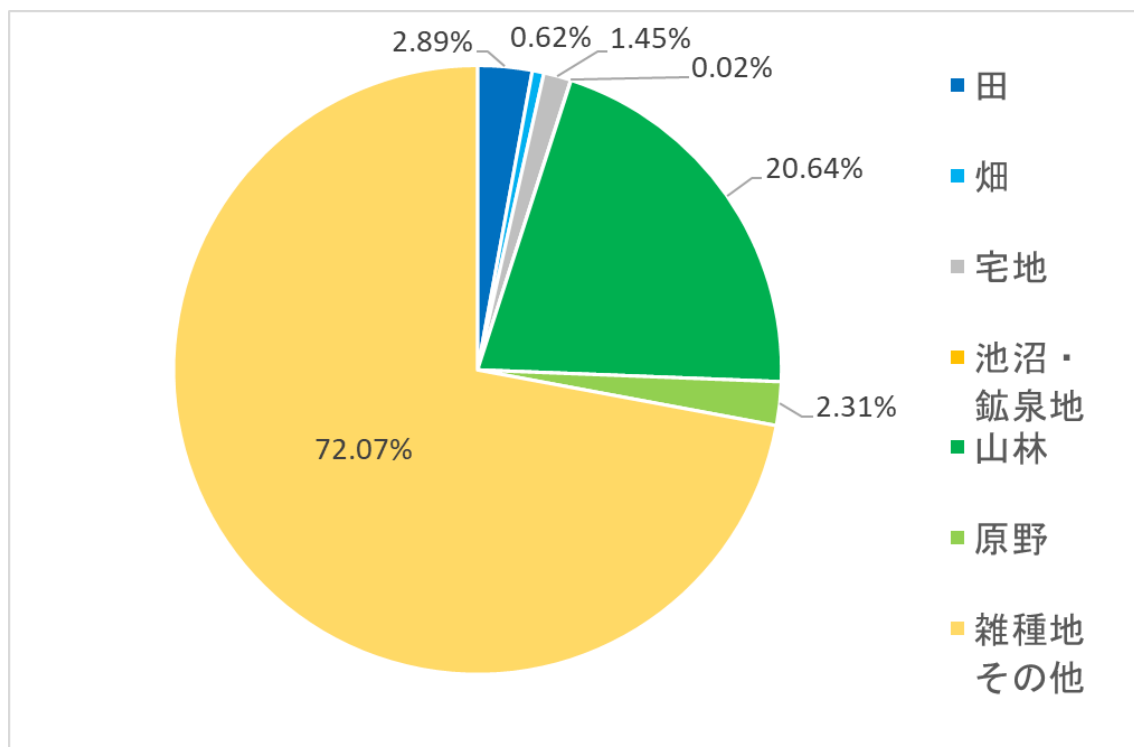
土地利用に関する基本的な事項については、国土利用計画（糸魚川市計画）で定めるものとします。

<土地利用別面積（R8.1.1 現在）>

（単位：㎥・％）

区 分	田	畑	宅 地	池沼・ 鉱泉地	山 林	原 野	雑種地 その他	計
面 積	21.58	4.63	10.80	0.14	154.08	17.24	537.94	746.41
割 合	2.89	0.62	1.45	0.02	20.64	2.31	72.07	100.00

資料：令和8年度固定資産税概要調書



<土地利用の指定状況（R8.4.1 現在）>

指定区分	面 積	指定年月日	備 考
糸魚川市都市計画区域	9,529ha	H19.10.30	内用途地域 1,049ha

指定区分	地域	面 積	指定年月日	備考
農業振興地域	能 生	10,279ha	S47.10.19	内農用地区域 1,790ha
	糸魚川	21,160ha	S46.10.4	内農用地区域 2,243ha
	青 海	1,588ha	S48.7.18	内農用地区域 107ha

資料：都市建設課・農林水産課

第4次糸魚川市総合計画

第2部 基本構想

(素案)

1 まちづくりの基本方針

第4次総合計画は、「まちの活力の維持・向上」「住みたいまち、住み続けたいまちの実現」「次世代にやさしく責任のあるまちづくり」を基本方針とし、世代を超えて誰もが安心して暮らせる地域を守りつつ、次代へ希望をつなぐまちづくりを目指します。

第3次総合計画で築いてきた子育て、医療、生活基盤の充実を堅持しながら、人口減少という現実に向き合い、「縮充」の考え方を基本に据えます。縮充とは単なる縮小ではなく、将来に必要なヒト・コト・モノを見極め重点的に充実させ、地域の基盤と魅力を維持・深化させる発想です。

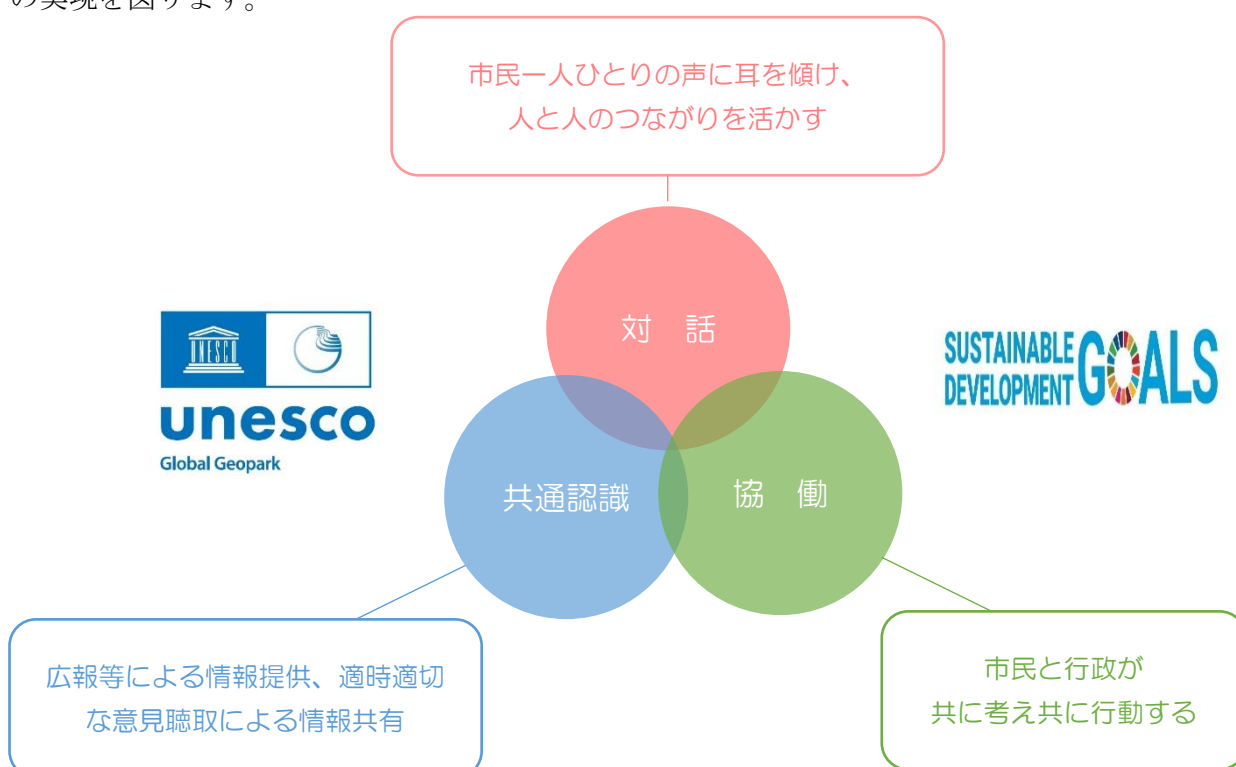
これを実現するため、まず10年先のあるべきまちの姿を思い描き、そこから逆算して今取り組むべき優先課題を明確にしていくバックキャスティングを行います。限られた財源・人材・時間を最大限に活かすため、選択と集中で重点分野へ資源配分を行い、地域の強みを磨きます。

これらのプロセスでは、市民、地域、事業者等、行政が継続的な「対話」を重ね、共通認識を形成することが不可欠です。対話を通じて価値観や優先順位を擦り合わせ、合意に基づく施策展開を行うことで、取組の妥当性と継続性を高めます。

また、これまで本市では、豊かな地形・地質、自然、文化を守り、次世代へ引き継ぐとともに、地域の魅力や学び、観光、産業、防災に生かしながら、持続可能なまちづくりを支える基盤として、ジオパーク活動に取り組んできました。こうした取組を一層発展させるためには、行政だけでなく、市民、地域、事業者など多様な主体がそれぞれの強みを生かしながら連携し、協働して地域資源を磨き上げていくことが重要です。ジオパーク活動とSDGsの実践は多様な主体による「協働」によってこそ効果を発揮するものであり、地域資源を磨き、教育・観光・産業・防災などの分野で相乗効果を生み出します。

これからのまちづくりでは、「縮む社会でも質を高める」ことを基本として、地域の魅力や強みを維持・深化させ、将来世代にわたって持続可能なまちを継承していきます。

対話・共通認識・協働を核としたこのアプローチにより、選ばれる地域、誇りを持てる地域の実現を図ります。



(1) まちの活力の維持・向上

第3次総合計画では、出生率向上や定住促進、若年層の定着支援、地域医療や公共サービスの維持といった「人口減少対策」を主要柱に着実に取り組んできました。

子育て支援や就業支援、移住・定住促進、地域医療体制の堅持、地域資源を活かした交流促進により一部の指標に改善が見られる一方、自然減と高齢化による人口構造の変化は継続しており、従来の増減重視の政策だけでは経済規模や社会活動の維持が困難であることが明らかになりました。

こうした現状を踏まえ、本基本構想は方針を転換し、将来の定住人口の縮小を前提に据えたまちづくりへとシフトします。

今後は、縮小する定住人口を補う形で、関係人口・交流人口・活動人口の拡大を通じて、経済活動と地域活動の規模及び質の維持・向上を図り、人口減少社会に適応した施策を推進します。

具体的には、人口推計に基づく需要見通しを基盤に公共サービスや施設の提供水準を柔軟に再編し、地域ごとの担い手育成や雇用機会の確保を通じて機能維持を図ります。

行政の役割は、地域資源の磨き上げとブランド化、受入れ基盤整備、協働の枠組み構築、デジタル技術による情報発信とマッチング、そして地域内で経済価値が循環する仕組みづくりにあります。

住民、地域、事業者等の多様な主体と連携し、参画の動機と持続性を高めることで、地域課題の解決と新たな価値創出を同時に進めます。こうした方向性により、縮小社会でも「にぎわい」と「地域力」を保ち、持続可能で魅力ある糸魚川の未来を築きます。

【目標達成指標】

指標	現状	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)

(2) 住みたいまち、住み続けたいまちの実現

第3次総合計画では、市民の暮らしの安心と生活の質向上を図るため、こども医療費の無償化、経済的に厳しい世帯を支える住民税非課税世帯等への物価高騰対策、地域経済の利便性と循環を高めるための電子地域通貨「翠ペイ」の導入などに取り組み、暮らしの基盤の安定化と日常生活の利便性向上に努めてきました。

しかしながら、市民アンケートにおける「行政サービスにおける市民満足度」は、中間目標・前回結果をともに下回る結果となっていることから、市民一人ひとりが「糸魚川に住み続けたい」と感じられる暮らしを実現し、将来に希望を持てる地域社会の創造が必要です。

これからのまちづくりにおいては、生活の基盤が確保されることにより市民が安心して暮らせる環境を維持すること、地域の豊かな自然や歴史・文化といった魅力が日常の中で実感できること、世代を超えたつながりと支え合いが広がり、孤立を防ぐ社会的な基盤が整うこと、経済的な暮らしやすさと生活の充実が両立することを重視し、「人口が減少する時代でも、誰もが幸せに暮らせるまち」を目指します。

【目標達成指標】

指標	現状 (R6)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
住みやすいまちだと思う市民の割合	38.8%	50.0%	60.0%
これからも住み続けたいと思う市民の割合	60.9%	65.0%	70.0%
行政サービスに対する市民満足度	△0.65pt	0.00pt	0.10pt

(3) 次世代にやさしく責任のあるまちづくり

社人研の推計によれば、本市の人口は令和 2 年の 40,765 人から令和 17 年には約 30,494 人へと大幅に縮小する見通しであり、人口規模の急速な減少は確実です。加えて、令和 6 年度時点で本市の公共施設の 1 人当たり延べ床面積は 8.08 ㎡と全国平均（3.90 ㎡）の約 2 倍に達しており、現行の施設配置と維持管理は将来の人口規模に照らして持続可能性を欠いています。これらの現実を直視し、将来世代に過大な財政的・社会的負担を先送りしないことが重要です。

具体的には、人口推計に基づく需要見通しを基盤に、公共施設やインフラの機能と配置を抜本的に見直し、統廃合・複合化・用途転換等を通じて延べ床面積の適正化と維持管理費の圧縮を図ります。

同時に、行政運営の効率化と財政運営の健全化を推進し、事業の優先順位と費用対効果を明確にすることで、限られた資源を将来にわたり有効に配分します。

加えて、将来にわたる安心の確保には財政基盤の強化が欠かせません。観光・教育旅行・産業観光の誘致による直収入・間接消費の増加、地域ブランドを活用した農林水産物や加工品の市外・国内市場への販路開拓、ジオパークを核とした国際的な交流プログラムや研究・教育ツーリズムの受入拡大などにより、外部からの資金流入を図ります。

また、市有財産の戦略的活用や公民連携による民間投資の誘導、地域通貨や地元消費促進策での経済循環強化も推進し、歳入構造の多角化を進めます。

これらの施策はいずれも行政単独では完遂できません。市民、地域、事業者等と行政が継続的に「対話」を重ね、課題認識と優先事項で「共通認識」を形成したうえで、実行段階では「協働」による合意形成を前提とします。

将来負担が見える化し意思決定の透明性と公平性を確保することで、持続可能な公共サービスと財政基盤を実現し、次世代にやさしく責任のあるまちづくりを行います。

【目標達成指標】

指標	現状	中間目標（R11）	最終目標（R15）

2 まちづくりの重点推進項目

世代を超えて誰もが安心して暮らせる地域を守りつつ、次世代へ希望をつなぐまちづくりを目指し定めた「まちの活力の維持・向上」「住みたいまち、住み続けたいまちの実現」「次世代にやさしく責任のあるまちづくり」を達成するため、施策の大綱に掲げる6つの分野の中から特に「医療」「教育」「地域経済」の3点を重点推進項目として、本計画期間において重点的に取組を進めます。

重点推進項目 医療

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、必要な時に質の高い医療が受けられる体制の維持・充実是最優先課題です。地域の中核病院である糸魚川総合病院の経営基盤を強化し、救急、周産期・小児・高齢者医療を含む持続可能な医療提供体制を確立します。

医師・看護師等の人材確保・定着策を総合的に進め、働きやすく成長できる職場環境を整備します。併せて、在宅医療や地域包括ケアとの連携を深め、保健・医療・福祉が切れ目なくつながる体制を構築します。また、健康づくりやフレイル予防を通じた市民のセルフケアを推進します。

さらに、地理的制約や通院困難を補う方策として、オンライン診療の導入と普及を進め、専門医との遠隔相談や定期受診を可能にして受診環境を整備します。

加えて、医療機関への移動手段確保は重要であり、高齢者や交通弱者向けの送迎サービス、交通支援ボランティアや地域公共交通の活用など多様な施策で通院の負担を軽減します。

これらを総合的に実行することで、市民の安心度を高め、地域への定住・定着を促進し、持続可能なまちづくりに寄与します。

重点推進項目 教育

本市の未来を担う子どもたちの育成のためには、幼児期から高校までの学びが途切れず、進路や地域での役割に直結する教育を確立することが不可欠です。少子化と人口減少が進む中でも、子どもたちが安心して学び、成長できる教育環境を整えるため、糸魚川市立学校教育環境整備方針に基づき、中学校区を単位とする小中一貫教育学校への移行を進め、教育の質と学びの連続性を確保します。あわせて、生徒一人ひとりの理解度や興味に応じた指導や学習支援を充実させ、量から質への転換を図ります。

その方向性としては、学校段階ごとの教育内容を見直し、小中高のカリキュラムを横断的に連携させることで学びの連続性と深化を図ります。具体的には、地域と連動した探究型学習を充実させ、ジオパークや地域産業、自然環境などを教材とした課題解決型学習（PBL）を体系化することで、「地域で学ぶこと自体に価値がある教育」へ転換し、教育の魅力向上を図ります。

あわせて、キャリア教育を、職業体験にとどまらず、企業や地域課題と連動した「地域で働く意味や価値」を実感できる学びとして再設計するとともに、専門性を高める選択科目の整備に加え、オンライン・外部連携による教育機会の拡張により、選択科目や専門性の確保が課題となる中であっても、地域にしながら多様な学びを得られる教育基盤を構築します。

また、進学や就職で市外へ出た若者との継続的な関係づくりを重視し、地域への愛着を維持・

醸成する仕組みを推進します。

今後、新潟県において県内高校の再編が検討されている状況を踏まえ、将来にわたり市内高校の魅力ある学習環境の維持や地域の人材育成と地域社会の持続に資する役割を果たせるよう支援し、こどもたちの連続した学びが地域の活力につながる教育循環を目指します。

重点項目 地域経済

持続可能なまちづくりの基盤として、安定的な雇用の確保と地域産業の活性化が重要です。本市の地域特性を最大限に生かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定と「強い経済」の構築を図るため、自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を進めます。

産業を支える人材の育成と確保により、地域で働き続ける環境を整備し、地元での就労と定着を促進するとともに、社会変化等に対応するための支援を行い、強い事業基盤の構築を推進します。

あわせて、大学等との連携により、学生や若者が地域で学び、実践活動ができる機会を創出します。これにより、多様な交流人口を呼び込むとともに、地域との継続的な関わりを持つ関係人口の裾野を広げ、地域課題に関心を持つ関係性を育みます。こうした繋がりを次世代の担い手育成や将来的な創業の契機とし、活気ある地域経済の循環を目指します。

こうした取組に加え、豊かな自然、独自の地形・歴史・文化、地域の食など本市の特色を核にしたブランディングと魅力発信を強化し、観光・交流・教育旅行・研究ツーリズムの受入拡大で活動人口と消費を拡大します。

さらに、首都圏からのアクセス改善を生かし、ふるさと住民登録制度も見据えた二地域居住やワーケーションの受入れを進め、関係人口の拡大と地域との継続的なつながりの強化を図ります。

また、空き家の増加への対応として、移住者向け住宅やチャレンジショップ、地域活動の拠点などへの活用を進め、住まいと起業・挑戦の場を確保することで、移住・定住の促進と地域の活性化につなげます。

このほか、外貨獲得の観点から、農林水産物・加工品の域外・海外販路の開拓、地域ブランドの海外発信、国際ジオツーリズムや教育・研究連携による宿泊・滞在需要創出を推進し、外部資金の流入を図ります。

地域内の人的つながりやコミュニティの力を活かし、地域資源を商品・体験・学びに結びつけることで、経済の裾野を広げ、にぎわいと持続的な成長を実現します。

3 目指すまちの将来像

本市は「翠」に象徴される豊かな自然と海山の恵み、翡翠にまつわる歴史文化、そして東西の結節点としての交流の伝統を礎に発展してきました。

過去から現在にかけて、地域資源と人々の英知・創意工夫により「交流」を核としたまちづくりを進め、訪れる人と住む人が相互に支え合う文化が育まれてきたことを深く誇りに思います。

これらは「さわやか」に人を受け入れ、「すこやか」に市民の暮らしを支え、「輝き」として地域の多様な資源が共鳴する糸魚川の原点です。

しかし一方で、人口減少と少子高齢化は現実の課題として私たちの前にあり、将来世代に過大な負担を先送りしない持続可能なまちづくりへの転換が求められています。

第4次総合計画では、これまでの将来像に込めた思いを受け継ぎながら、「縮充」の発想によって、単なる規模の縮小を受け入れるのではなく、地域にとって本当に必要なヒト・コト・モノを見極めて重点的に充実させることで、質を高めていくことを目指します。

持続可能性を担保するための財政基盤強化を図りながら、観光・教育・研究・産業などを横断する取組で地域ブランドを磨き、地域資源を価値化して域外・全国に発信することで、地域経済の裾野拡大を図ります。

さらに、教育や産学連携を通じて若者や大学生等の活動人口を増やし、多様な担い手が挑戦し定着する風土を醸成します。

世代を超えて誰もが安心して暮らせる地域を守りつつ、次代へ希望をつなぐまちづくりを目指すため、本市が目指すまちの将来像を次のとおりとします。

新しい将来像（都市像）に修正

（将来像に込めた思い）

継続的に「対話」を重ね、「共通認識」の上に立ち、「協働」の考えに基づいて、市民一人ひとりが主体的に活動することで、あらゆる活動が活性化し、生活に潤いを与えます。

柔軟な発想で自ら変わり、地域を変えていく力を育むことで、自然と文化が輝き続ける活力ある地域を築き、誰もが安心して暮らせる誇りある糸魚川の未来を次世代へつなぎます。

4 計画の全体像

第4次糸魚川市総合計画の推進に当たっては、目指すまちの将来像「 」の実現を目指し、市民や事業者、地域団体と行政が対話を重ね、共通の理解に立って協働で活動することを通して、一人ひとりが変化を受け入れて挑戦し主体的に取り組む力を育て、豊かな自然や文化が輝き続ける元気な地域を次の世代へつないでいきます。

「まちの活力の維持・向上」「住みたいまち、住み続けたいまちの実現」「次世代にやさしく責任のあるまちづくり」を基本に、人口が減る現実を踏まえて、必要な機能をしっかりと残しながら重点的に充実させる「縮充」の考え方で進めます。

「医療」「教育」「地域経済」の重点推進項目とし、6つの分野ごとに取り組むべき施策を展開することで、分野を超えた連携で地域資源を磨き、地域内循環・地域活性化を図りながら、公共サービスの最適化を進め、暮らしやすく誇りある糸魚川の実現を目指します。

翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち 持続可能なまちづくり



5 施策の大綱（まちづくりの基本目標）

まちの将来像「新潟県が誇るまちづくりの未来像」の実現に向け、6つの分野ごとに基本目標を設定しました。

第1章 いきいき共生のまちづくり —住み慣れた地域で安心して暮らす—

高齢化が進む中、保健・医療・福祉の連携強化と地域ぐるみの支え合いが一層重要となっています。本市は、誰もが住み慣れた場所で自立し生きがいを持って暮らせることを基本に、地域医療の持続性確保（基幹病院への各種支援、救急体制の維持、医療人材の確保）と市内どこでも途切れない診療提供（オンライン診療・訪問診療）を推進します。

同時に、積極的な健康増進と重症化予防の取り組みにより健康寿命を延ばし、医療費抑制・介護負担軽減・事業継続支援につなげます。医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括支援システム」の構築を推進し、地縁型コミュニティや小規模支え合いを活性化して、住民一人ひとりが支え合い、ともに築く共生社会を目指します。

国・県の施策やデジタル技術などを活用し、安心して持続可能な地域づくりを実現します。

第1節 安心できる医療体制の維持

新潟県の地域医療構想に基づき、県や関係医療機関と連携し、地域全体で必要な医療機能を維持できる体制づくりを進め、糸魚川総合病院の経営安定化を支援します。遠隔診療・オンライン診療の標準化や訪問診療の拡充により、市内どこでも医療が途切れない態勢を整備するとともに、救急搬送や受入れの連携を強化し、緊急度に応じた適切な対応により救急医療を維持します。

医師・看護師等の確保及び定着を図るため、勤務環境の改善、研修体制の充実、地域枠の活用並びにUターン支援等の施策を推進し、平時と有事の双方で必要な医療が適切に提供される持続的な地域医療ネットワークを目指します。

第2節 健康づくりの推進

健康寿命の延伸と不健康期間の短縮を目指し、積極的な健康増進と重症化予防への取組を強化します。若い世代から健康的な生活習慣が定着するよう、スポーツや運動を楽しみながら実践できる体制づくりと、食育の推進に取り組みます。

疾病の早期発見と予防の徹底のため、受診しやすい健(検)診体制の整備、健(検)診結果を活かした健康教育や個別支援の充実を図ります。

働き盛り世代の健康づくりや高齢者のフレイル予防など、世代に応じた健康課題に対し、国、県、医療機関など様々な関係機関と連携し、今後も保健事業の充実を継続していきます。

第3節 高齢者への支援

保健・医療・福祉を一体化し、生きがいと支え合いを基盤に、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が続けられる環境を整備します。地域包括支援センターを中心に在宅医療・介護・生活支援を連携させ、運動・栄養・社会参加プログラムで健康維持を支援します。

高齢者が地域活動や共同事業で貢献できる場を拡充し、生涯現役を目指すことで健康寿命を延ばします。また、介護人材確保やICT・介護ロボット等の導入を推進し、住民が安心して暮らせる地域を目指します。

第4節 地域で支え合う福祉の推進

地縁型コミュニティを強化し、顔が見える小規模単位での支え合いを基盤とした福祉体制を充実させます。ワンストップ相談窓口や地域コーディネーターを整備し、住民が自ら地域課題を「自分事」として主体的に解決に関わる仕組みを促進します。多様な世代・主体が互いに役割を担いながら連携することで、誰もが自分らしく暮らし続けられる「一人ひとりが関わってつくる地域共生社会」を目指します。ボランティア育成や自治組織支援、災害時の福祉対応も強化します。

第2章 つながる学び、つなぐ未来 —地域で**支え**育む**人づくり**—

児童生徒数が減少する中においても、安心して子を産み育てられる地域、未来を担う子どもたちにとってより質の高い教育が提供される環境をつくります。

現在の中学校区内に、小学校と中学校を同じ学園とする小中一貫教育学校を設置し、小学校と中学校の接続を円滑にすることで、児童生徒の発達段階に応じた教育を継続的・系統的に行います。

乳幼児期から18歳までの切れ目ない支援を充実させ、地域資源（自然・産業・歴史）を活用した体験学習やICTを**活用**した学びで、多様な教育機会を保障します。

高等教育機関や企業との連携により「学び」と「仕事」を結びつけ、進路実現と地域定着を促進します。

保健・医療・福祉・教育が連携するワンストップ支援や地域の見守りネットワークを整備し、子育て世代の孤立を防ぎ、誰もが公平に支援を受けられる体制を確立します。

郷土への愛着と自己肯定感を育み、未来を担う人材を地域全体で育てます。

第1節 0歳から18歳までの子ども一貫教育の推進

乳幼児期は、心身の健やかな育ちの土台となる時期であり、愛着形成や基本的な生活習慣の定着がその後の学びと成長に大きく影響します。本市では、市営幼稚園・保育園を中心に、家庭や地域と連携しながら、質の高い保育と幼児教育を一体的に提供し、小学校教育へ円滑につながり取組を進めてきました。こうした乳幼児期からの切れ目のない支援は、本市の大きな強みであり、全国的にも誇ることでできるこども一貫教育の基盤です。

学童期・中高生期においては、心身の健康と基礎学力、探究力を育成し、学んだことを表現・発信する場を設け、一人ひとりが自分の考えに自信を持ち、他者と伝え合い協働して課題を解決する力を育てます。国のGIGAスクール構想や学習指導要領の改訂を踏まえ、一人一台端末を活用して、個別最適な学びを保障します。

地域の豊かな自然・産業・歴史を教育資源として生かし、ふるさとジオパーク学習や地域課題解決型学習を通じて、郷土への愛着と誇りを育むとともに、海外派遣を通して国際感覚を身につけたいという意欲を支援します。学んだことを表現・発信する場を設け、一人ひとりが自分の考えに自信を持ち、他者と伝え合い協働して課題を解決する力を育てます。

高等学校、大学、企業と連携し、インターンや職業教育、地域産業と結ぶキャリア教育を充実させることで、「学び」と「仕事」をつなぎ、進路実現と地域定着を促進します。

第2節 **こども**を産み育てやすい環境の整備

妊娠・出産から子育て期まで切れ目なく支える体制を整備し、子育て世代が孤立しない「地域で見守る」仕組みを定着させます。

保健・医療・保育・教育・福祉が連携するワンストップ相談を推進し、住民・NPO・企業が参画する見守りネットワークを強化します。

公民館や学校、企業施設等の既存空間を子育て支援拠点として開放・整備し、多様な受入れや交流・支援プログラムに活用します。

すべての**こども**（障害の有無や特性を問わず）に公平で質の高い支援が届くよう療育・相談体制や訪問支援を充実させるとともに、企業との連携により福利厚生や柔軟な勤務制度で親の就労を社会全体で支える取組を加速します。

第3節 生涯学習の振興

大人も生涯にわたる学びやスポーツの継続、あるいは学び直しやスポーツへの再チャレンジができる環境を整えます。

職業能力の向上や地域課題解決型講座、大学・企業・地域団体との連携プログラムを拡充し、働き直しや起業支援を後押しします。

図書館や公民館を学びのハブとして整備し、社会教育を通じた世代間交流を促進します。

市民が自然・産業・歴史など地域資源を教材に学び、学びの成果を発信することで郷土への愛着と誇りを育みます。自己肯定とふるさと肯定が重なり合うことで住民の幸福度を高め、学ぶ・生かす・つながる循環型の生涯学習社会を構築します。

第4節 文化の活用と振興

芸術文化の創造と鑑賞機会を拡充し、市民の表現活動と参加を多面的に支援します。

自然・地形・歴史・産業といった糸魚川独自の地域資源を教材とした文化プログラムや伝統文化の継承事業を推進し、分野を横断して連動させ、交流人口拡大と地域経済の活性化を図ります。

デジタルアーカイブやオンライン配信を活用するなど時代に沿ったアウトプットを行い、市民の心の豊かさや自己肯定感、ふるさと肯定感を育み、住民が誇りを持って郷土を愛する気持ちを醸成します。

若年層の参画促進や世代間交流を重視し、地域文化を核とした持続可能なまちづくりを目指します。

第3章 魅力と活力あるまちづくり

―地域資源でつなぐ未来経済―

「しごと」が人を呼び込み「まち」に活気を生むことを重視し、産業振興と雇用確保をにぎわいあるまちづくりの中核とします。

ジオパークの大地が育んだ歴史や文化を活かした魅力発信により交流人口・関係人口を拡大するとともに、地域産業の生産技術・加工技術を磨いて高付加価値化を図り、地場製品のブランド力と生産者所得を向上させます。

姫川港や広域幹線の物流基盤整備と、糸魚川・能生・青海それぞれの特色を活かした産業振興で、持続可能で多様な経済循環を構築し、地域のにぎわいと定着を図ります。

第1節 活力ある産業の振興

既存事業の持続的な発展と地域産業の高度化・生産性向上を両輪で進め、地域経済の競争力と回復力を高めます。創業支援や事業承継、研究開発、デジタル化への支援により、高付加価値な商品・サービスの創出と新産業の育成を図るとともに、サテライトオフィスやテレワークの整備を通じて、二地域居住者や関係人口の地域経済への参画を促し、若者の定着と雇用機会の拡大につなげます。また、姫川港や広域幹線の物流機能を強化し、流通基盤の充実を図ります。

観光と地域産業が連携し、ヒスイや「石のまち糸魚川」、世界ジオパークなどの唯一無二の地域資源を活かした「糸魚川ならではの」ブランドを確立します。体験型観光や教育旅行、宿泊を伴う滞在型観光、インバウンドの拡大を進めるとともに、観光ガイドの育成、二次交通、多言語案内、キャッシュレス決済などの受入環境を整備します。事業者と連携した地場商品・土産品の商品開発や販売促進により、観光消費を宿泊・飲食・小売・製造業などへ波及させ、ふるさと納税やデジタルマーケティングも活用しながら、糸魚川のファンと再訪者の増加、持続的な経済循環を目指します。

若者・女性・高齢者・障害者に加え、関係人口や二地域居住者など、多様な担い手が活躍できる雇用環境を整備します。企業の待遇改善やテレワーク、柔軟な勤務制度の導入を支援し、「はたらく」と「暮らす」の双方が充実する地域を目指します。産業界、教育機関、公共職業安定所、地域団体等と連携し、リスキリングやデジタルスキル研修、インターンシップ、副業、起業など、多様な仕事と挑戦の機会を創出します。中小企業の人材確保・定着や移住者の就業を支援し、持続可能な雇用基盤を強化します。

既存事業の持続的な発展と地域産業の高度化・生産性向上を両輪で進めます。

創業支援や事業承継、研究開発・デジタル化支援により高付加価値商品・サービスを創出し、新産業の芽を育てます。

サテライトオフィスやテレワーク整備で二地域居住者や関係人口の参画を促し、若者の定着や雇用機会拡大を図ります。

姫川港や広域幹線の物流機能強化で流通基盤を強化し、地域経済の競争力と回復力を高めます。

第2節 農林水産業の振興

新規就業者や事業継承、兼業者も含めた多様な担い手の確保・育成により、持続可能な生産体制を構築します。

スマート技術・省力化技術の導入や、基盤整備、農地・山林の集約化を促進し、経営規模の

拡大、担い手の作業効率と所得の向上を図るとともに、中山間地域などの条件不利地の農地維持や森林の適正な管理を推進します。

糸魚川産農林水産物の高付加価値化を促進し、市場出荷の増加を図るとともに、市民の地場産品への愛着形成と積極的な情報発信により、地産地消の取組みを促進します。

第4章 つながる力で育む地域の未来 —若者と多様な担い手が創る協働の社会—

多様な個性と背景を持つ**全て**の人が互いを尊重し、誰一人取り残されない包摂的な地域社会を目指します。

人口減少・高齢化に伴う自治組織の担い手不足や**役員負担の増大**を踏まえ、自治会や地域組織の統合・再編、**業務のスリム化・デジタル化による負担軽減**を支援するとともに、若者を含む次世代リーダーの育成と地域活動人材の拡充に**取り組み**ます。

市内に大学等がない現状を踏まえ、現在連携している大学との交流を深めるとともに、大学生等が学び、活動できるフィールドの提供を通して、職業体験や地域課題の解決に向けた実践的なプログラムを推進します。学生が継続的に来訪し、活動しやすい滞在環境や受入体制を整えることで、若年層との交流や大学の知見を地域づくりに活かします。

また、公民館からコミュニティセンターへの移行を契機に、地域住民が主体的に運営に関わる「地域運営の拠点」として再構築し、社会教育機能と地域づくり機能を融合させます。

市民・地域・行政が**対等なパートナー**として協働し、市民自らが課題を発見・解決する**自主自立のまちづくり**を進めるとともに、移住・定住と若者の定着を進めながら、地域を支える「**活動人口**」の層を厚くし、誰もが安心して住み続け、地域で輝き共に活躍できる持続可能な地域社会の実現を目指します。

第1節 地域で活躍する人材の支援

多様な出会いとつながりの場を創出して**市民**が郷土に誇りを持ち、生き生きと活躍できる環境を整えます。

コミュニティセンターを地域交流の核と位置付け、地域交流イベントやオンラインプラットフォームを活用したネットワークづくりで市内外の人材と地域をつなぐとともに、**市民が自らの関心・特技を活かして地域活動に参加できるマッチングの仕組みを整え**、多様な人材が活躍できる入口を広げます。

また、大学等との連携により、学生が市内で地域課題の調査や職業体験、地域活動に継続的に取り組める機会を創出します。地域住民や企業等との協働による実践的な学びを通して、学生の地域への理解と関わりを深めるとともに、滞在・活動しやすい環境と受入体制を整えます。

こうした取組を通じて、若者のUターン機運を醸成し、関係人口の創出から移住・定住、地域参画へと段階的につなげることで、地域で活躍する人材の確保・育成と担い手の拡充を図ります。

第2節 自主自立の市民活動の推進

市民・地域・行政が**対等に**連携し、**市民自らが主体となって地域課題の解決**に取り組む基盤を強化します。若者を含む**多様な人材の発掘・育成を進め**、地域活動への参画機会の創出や活動の裾野の拡大を図り、地域を支える活動人口の創出を進めます。

自治会の役員不足や負担増に対応するため、組織の統合・再編を進めるとともに、事務のデジタル化で運営の負担を減らします。防災や見守り活動は、近隣の自治会同士の連携やデジタル技術の活用、消防団・企業等の協力を得ながら、地域全体で支え合う仕組みをつくります。

また、公民館からコミュニティセンターへの移行を進め、自治会との連携を図りながら、地域の課題解決に取り組む人材の育成を行い、地域住民が中心となる運営体制を整備します。また、社会教育に加え、防災、福祉、世代間交流等の地域活動を支える拠点としての機能を高め、コミュニティセンターを核とした地域づくりを推進します。

第3節 一人ひとりが尊重される社会の実現

国の人権政策や多文化共生の流れを踏まえ、一人ひとりが尊重される包摂的な社会を**目指し**ます。

学校・生涯学習・職場研修等で差別・偏見をなくす人権教育を強化し、市民や地域団体と連携した啓発活動で地域の人権意識を高めます。

人権擁護委員や相談窓口を**中心として**、男女共同参画、障害者・高齢者・LGBTQ+・外国にルーツのある人々への情報提供・支援を推進し、多様性を尊重する地域社会の定着を図ります。

第5章 くらし支える基盤と地域力 ー協働で築く安心・快適なまちー

本市の豊かな自然と住環境を次世代へ継承するため、ハード整備とともに市民一人ひとりの環境意識・防災・**防火**・防犯意識の醸成を柱に据えたまちづくりを進めます。

人口減少を見据えた都市計画に基づき、宅地や公園、若者・子育て世代が暮らしやすい中心市街地**及び中山間の小さな拠点等**を機能的に形成するとともに、老朽インフラは計画的に更新・統廃合して持続可能な水準へ最適化します。

ガス・上下水道等の事業運営は持続性を確保し、道路・公共交通網は市民・事業者と協働で維持・活性化を図ります。

ごみ減量と資源循環、脱炭素や生物多様性保全を進め、ICT活用によるスマート除雪や多様な情報発信で災害**や火災**に強く安全・安心で快適に住み続けられる地域を実現します。

第1節 防災対策の推進・地域防災力の向上

自助・共助・公助の考え方の下、市民一人ひとりが「自らの身は自ら守る」という意識を持ち、平時から災害に備えることができるよう、防災訓練や防災・防火意識と火災予防の啓発に取り組みます。

自治会・自主防災組織と行政が連携し、地域における防災体制の充実を図るとともに、地域の実情に応じた防災リーダーの養成・育成を推進し、災害時において中心的な役割を担う人材の充実を図ります。

消防・警察・医療機関等の関係機関と連携し、災害発生時の初動対応や災害時要援護者支援、消防救急活動を迅速かつ確実に実行できるよう、必要な人員・施設等を効率的かつ効果的に整備し、平時から消防救急体制と連携体制の充実強化に取り組みます。

第2節 暮らしやすい生活基盤の整備

地域公共交通事業者の運転手確保を促進するほか、地域での共助による移動手段の確保など、市民、交通事業者、市が協働し、地域の実情に応じた持続可能な地域公共交通網の構築を目指します。

機能的で効率的な生活圏を形成し、中心市街地や中山間の**小さな拠点**を整備して、若者・子育て世代を含む全世代が快適に暮らせる環境をつくります。

老朽インフラは計画的に更新・統廃合して最適化し、道路の維持管理や地域公共交通網の維持・活性化を市民・事業者・行政が協働で推進します。

ガス・上下水道は事業譲渡や包括委託による持続性の確保を図り、空き家対策や住環境整備で快適で安心な生活基盤を実現します。

第3節 安全・安心な市民生活の保護

地域コミュニティを防犯・防災の基盤とするまちづくりを推進します。**自らの安全は自ら守り、地域の安全は地域で守る防災・防犯意識の向上を図り、地域による自主的な活動を推進します。**

交通安全対策や高齢者移動支援に加え、ICTを駆使したスマート除雪で豪雪期の安全・生活継続性を確保します。

消費者相談やデジタルリテラシー向上支援も充実させ、市民参加による主体的な安全・安心な地域社会を目指します。

第4節 自然・環境の保全と未来への継承

国の気候変動対策・生物多様性戦略を踏まえ、自然環境の質を維持し次世代へ継承します。

廃棄物の発生抑制・分別・資源化を一層推進してごみの減量化と資源循環を定着させ、環境負荷の少ない暮らしを実現します。

脱炭素社会に向けた取組を推進し、地域資源の価値を活かした循環経済の構築を目指します。

市民参加の保全活動や環境教育で意識を高め、クマ・イノシシ等の鳥獣被害対策は個体数管理・生息地対策・防護対策を総合的に実施し、共生と被害抑制を図ります。

第6章 市民とともに進める効率的な行財政運営 ー資源最適化と信頼のガバナンスー

市民誰もが将来に安心を感じられる持続可能なまちづくりを支えるため、将来に負担を先送りしない健全な行財政運営を推進します。

現代を生きる私たちが責任を持って行政サービスの見直しを行い、縮小する状況下でも「充実」を重視して、市民一人ひとりが自分らしい生き方・暮らしを大切にできる行政を目指します。

デジタル化とE B P M（**証拠に基づく政策立案**）による効率化、公共施設の機能集約・広域連携、受益者負担の適正化、職員の専門性向上と市民・地域との共創で信頼される持続可能な行政体制を構築します。

第1節 積極的な行政改革

人口減少・少子高齢化や価値観の多様化、デジタル化の進展など社会経済環境の変化に対応し、将来に負担を先送りしない持続可能な行政運営を実現するため、積極的な行政改革を推進します。行政サービスの見直しを不断に行い、公共サービスの目的やあり方を再確認しながら、縮小する状況下でも「充実」を重視し、市民一人ひとりが自分らしい生き方・暮らしを大切にできる行政へ転換します。

あわせて、民間・地域・行政がそれぞれの役割を担いながら連携する「共創」によるまちづくりを進め、市民・地域・事業者・行政の役割分担を明確にした協働を定着させます。対話や情報共有を重ね、市民と行政の共通認識のもとで政策形成と課題解決を進めることで、市職員への共感と信頼を高め、良好な関係性を築きます。

また、職員が主体的に政策立案や課題解決に取り組み、専門性を高めながら変化に対応できる組織へと進化するよう、人材育成と組織力の強化を図ります。公共施設については、機能集約や最寄り施設での利用の実現、広域連携による相互利用を進め、効率性と利便性を両立させます。

第2節 行政の電子化・情報化の推進

限られた財源と人的資源の中で質の高い行政サービスを提供するため、デジタル技術を活用した行政の電子化・情報化を推進します。マイナンバーカードの利活用、オンライン申請、電子決済、**書かない**窓口の拡充により、行政手続きを簡素化し、市民の負担を幅に軽減するとともに、利便性の高いサービスを実現します。

また、業務の標準化・省力化、A IやR P Aの活用、データ連携の推進により、行政事務の効率化を図ります。あわせて、E B P Mを定着させ、データに基づく政策判断や事業評価を進めることで、成果重視の行政運営を徹底します。

さらに、オープンデータの活用や情報発信の充実により市民との情報共有を進め、対話に基づくまちづくりを支えます。サイバーセキュリティの強化と情報格差の解消にも取り組み、誰もが安心してデジタル化の恩恵を受けられる環境を整備します。

第3節 健全な行財政運営

行財政運営においては、財源や人手の確保が一層難しくなる一方で、地域医療の維持など行政の関与が求められる課題が増えています。このため、限られた資源の中で新たな行政課題に対応できるよう、既存の事務事業の見直しと再編を進めます。

歳入の確保と歳出の重点化を両輪とし、成果重視の視点から事業の必要性や効果を検証する

とともに、公共施設等の数や規模の適正化を図ります。あわせて、受益者負担の考え方を踏まえた使用料・手数料の見直しや、補助金の適正化を進めます。

さらに、市民、地域、事業者等と連携し、自助・共助の取組を広げながら、将来負担を先送りしない、持続可能な行財政運営を目指します。